

令和6年(ワ)第1589号立入行為禁止仮処分決定認可決定に対する保全抗告事件
(原審・東京地方裁判所令和6年(ワ)第50902号)

決 定

5

抗 告 人

10

抗 告 人

抗 告 人

抗 告 人

上記4名代理人弁護士

同

同

15

同

同

東京都千代田区九段南1丁目2番1号

相 手 方

同 代 表 者 区 長

20

同 代 理 人 弁 護 士

同 復 代 理 人 弁 護 士

主

文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

25

理

由

第1 本件抗告の趣旨及び理由

別紙「保全抗告申立書」(写し)記載のとおり

第2 事案の概要(略称は原決定の例による。)

本件は、神田警察通り(本件通り)の所有者兼道路管理者である相手方が、本件通りにおける沿道整備のための工事(本件工事)の実施を決定し、本件工事においては、本件通りの街路樹であるイチョウ32本を伐採又は移植し、替わりに樹木を植栽することを予定していたところ、
5 原告人らが街路樹の伐採等に反対し、本件工事の作業帯内に侵入したり、街路樹に抱き着いたりするなどして本件工事を妨害したと主張し、所有権に基づく妨害予防請求権を被保全権利として、同人らに対し、立入行為禁止の仮処分を求めた事案である。

10 原々審である東京地方裁判所は本件申立てを認容する旨の決定(原々決定)をしたところ、原告人らは異議を申立て、異議審が原々決定を認可したことから、原告人らがこれを不服として抗告した。

争点及び当事者の主張は、原決定の「理由」第2の2(原決定1頁26行目冒頭から2頁18行目末尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

15 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原々決定を認可した原決定は相当であり、本件抗告は理由がないと判断する。その理由は、原決定の「理由」第3の1から4まで(原決定2頁20行目冒頭から5頁7行目末尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

20 2 当審における原告人らの主張に対する判断

(1) 原告人らは、道路法4条は、所有権者と道路管理者が同一の場合、道路管理者として必要な措置を行わずに何ら制約なく所有権の私権行使を認めるものではないと主張する。

15 しかし、引用する原決定第3の1(2)のとおり、道路管理者としての権限行使としては、道路法46条2項違反に基づく同法71条による中止の監督処分を行うことが考えられるが、その違反者に対しては罰則(道路法104条7号)

を課し得るにとどまり、直接的な実現手段はないから、道路管理者が道路の効用を保全・回復するため、所有権に基づく妨害予防請求権の行使として立入行為禁止の仮処分を申し立てることが認められるべきである。

- 5 (2) 抗告人らは、住民との対話を拒否し、道路管理者である地方公共団体としての責務を放棄した相手方が、私権行使によって、反対する抗告人らを排除することは権利の濫用に当たると主張する。

しかし、作業帯内に工事関係者以外の者が立ち上がった場合、立ち上がった者に及び得る危険を回避しつつ本件工事を続行することは困難であるから、作業担当者以外の第三者が作業帯内に立ち入らない状況の下で工事が実施される必要がある。

10 また、証拠（疎甲25、28ないし30、54、58、59）及び審尋の全趣旨によれば、平成31年3月、街路樹保全を求める陳情につき、千代田区議会企画総務委員会による審査が行われたこと、令和元年12月から令和2年1月30日にかけて住民に対するアンケートが実施されたこと、同年7月から8月にかけての学識経験者に対する意見聴取後、神田警察通り沿道整備推進協議会（以下「本件協議会」という。）における検討が続けられ、令和3年10月の令和3年千代田区議会第三回定例会において本件工事に係る契約の締結が賛成多数で可決されたこと、同年12月4日及び令和4年1月8日、錦町一丁目町会の住民有志に対する説明会が行われたこと、同年1月及び3月の協議会において、本件協議会の委員と神田警察通りの街路樹を守る会の会員との意見交換会が行われたことが認められる。

20 そうすると、相手方は、住民の意見も検討した上で本件工事を行うこととしたものであり、相手方が本件申立てをすることが権利濫用に当たるとまではいえない。

- 25 (3) 抗告人らは、普段は夜通し木の側に寄り添っているにすぎず、相手方が安全に本件工事を実施できないとはいえないと主張する。

しかし、前記(2)のとおり、抗告人らが作業帯内に立ち入ることは、本件工事における作業との関連で事故発生の危険性を高める行為であるから、それを阻止すべく相手方が本件申立てをすることはやむを得ないというべきである。

5 (4) 抗告人らは、相手方が所轄警察庁との協議を行っているとしても、相手方が必要な範囲を超えて作業帯を設置することの歯止めとはならず、抗議活動、表現活動についての萎縮効果が発生し、抗告人らの表現の自由（憲法21条1項）を不当に制限していると主張する。

しかし、所轄警察署長との協議（道路交通法77条、80条1項）によって、作業帯は明確に定められており（甲101）、この範囲を超えて相手方が作業帯を設置して本件工事を行うことを認めるに足りる証拠はない。

10 (5) その他、抗告人が主張する点も、上記認定判断に照らし、採用することができない。

3 以上によれば、原決定は相当であって、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

15 令和6年9月18日

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 永 谷 典

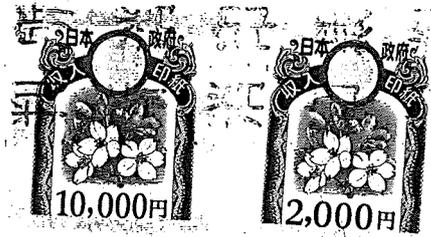


20 裁判官 伊 藤 由 紀 子



25 裁判官 吉 田 光





保全抗告申立書

令和6年6月12日

東京高等裁判所 御 中

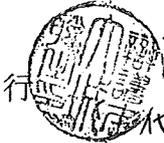
抗告人（債務者）代理人弁護士

大 城



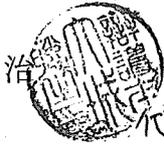
同

福 田 隆



同

福 田 健



同

熊 澤 美



同

久 道 瑛



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の令和6年（モ）第50902号保全異議申立事件について、東京地方裁判所が令和6年5月29日にした決定に対し、不服があるので、保全抗告の申立てをする。

抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 東京地方裁判所令和5年（ヨ）第3446号仮処分命令申立事件につ

1

5

受領書提出済

貼用印紙	12000 円
郵 券	2400 円
備 考	

いて、同裁判所が令和6年3月11日にした仮処分決定を取り消す。

3 相手方の上記仮処分命令の申立てを却下する。

4 申立費用は、原審、抗告審ともに被抗告人の負担とする。

との決定を求める。

抗告の理由

第1 保全命令事件の表示

東京地方裁判所令和5年(ヨ)第3446号仮処分命令申立事件、
同年(モ)第50902号保全異議申立事件。

第2 保全命令申立事件の決定

東京地方裁判所が、令和6年3月11日上記仮処分命令申立事件
について仮処分決定をしたので、抗告人はこの仮処分決定に対して
保全異議の申立てをしたところ、双方審尋の結果、令和6年5月2
9日仮処分決定を認可する旨の決定とした。

第3 抗告事由

原決定は、令和6年3月11日に東京地方裁判所が行った仮処分
決定(東京地方裁判所令和5年(ヨ)第3446号。以下、「本件仮
処分決定」という。)を認可しており誤りがあるが、争点①から④に
沿って検討していることから、本申立書においても争点①から④に
沿って原決定の誤りを指摘する。

- 1 本件通りが道路であること又は相手方が道路管理者であることは
相手方による所有権に基づく妨害予防請求権の行使を妨げるか(争点
①)

原決定は、道路法4条「本文が制限する私権行使は、道路の効用

を害するものに限られるものと解するのが相当である」として、「本件申立てに係る所有権に基づく妨害予防請求権の行使は、道路法4条によって制限されない。」(原決定3頁)とする。

しかし、かかる解釈によれば、所有権者の私権行使と道路管理者の権利行使が競合する場面が生じうる。平成18年2月21日最高裁判所第三小法廷判決(以下、「平成18年最高裁判決」という。)では、道路法4条の私権の制限に所有者の所有権のうち排他的な使用権限が制約されることを前提として、「道路法4条は、道路管理者が、その管理する道路における通行妨害等を予防することを目的として、道路敷についての占有権を行使する妨げとはならないと考えられる」(基本事件令和5年(ヨ)第3446号 疎甲94 290頁)とされている。そして、「道路管理者が、このような道路管理権を行使して上記のような管理を現実に行っている場合には、当該道路を構成する敷地に対して事実的支配を及ぼしているものと評価することが十分可能であると考え」(基本事件令和5年(ヨ)第3446号 疎甲94 288~289頁)としているのであるから、道路管理者である地方公共団体の道路敷についての占有権は、所有権者の私権行使に優先する。道路法4条は、所有権者と道路管理者が同一の場合であっても、道路管理者として必要な措置を行わずに何ら制約なく所有権の私権行使を認めるものではない。この点で原決定は道路法4条の解釈を誤るものである。

また、原決定は、「法律上一般的に所有権に基づく妨害予防請求権の行使が禁じられているとはいえないし、本件において当該権利行使が権利の濫用になるともいえない」(原決定3頁)とする。

しかし、現に、所有権者として本件仮処分申立てを行った相手方は、行政主体としての道路管理者ではないことを理由に、抗告人ら

との協議を拒否し、行政主体として応訴している住民訴訟とは異なる主張を行うなどしており、結果として本件の紛争を難化させている。相手方は、道路管理者である地方公共団体として住民との対話を拒否し、近隣住民の理解を得ずに本件工事を実施しようとしている。そして、本件工事を実施するために反対する住民を「私権行使」によって排除しようとしている。原決定は、道路管理者である地方公共団体としての責務を放棄した相手方が「私権行使」によって、反対する住民を排除することを肯定しているのである。本件において道路管理者である地方公共団体の相手方が、公共の事業について私権行使によって、反対する主権者を排除することは民主政治の根本を揺るがすものであり、所有権の私権行使としての妨害排除請求権が存在するとしても権利の濫用にあたり認めるべきではない。

さらに、後述のとおり、相手方が抗告人らを含む住民と協議を行わないことが、本件工事が進まないことの要因であるから、本件において所有権に基づく妨害予防請求権を行使することは権利の濫用となる。

2 抗告人らの行為は表現の自由に基づく行為として正当性を有するものか（争点②）

原決定は、「債務者等の行為は、……本件工事を直接実力で妨害しようとするものである。これに対し、債権者が求めるのは本件工事の作業帯内への立入りの禁止であり、例えばその外側からの言論による抗議や集会について何らの制限を加えようとするものではない。」とする（原決定4頁）。

しかし、抗告人らの行為は、普段は夜通し木の側に寄り添うという極めて穏当な態様で行われており、現場における表現行為である。

従前から主張しているとおりだが、相手方は、抗告人らとの話し合いを拒否しており、抗告人らが本件工事に反対、抗議の意思を伝え、相手方の職員と話す機会は、相手方が本件工事を実施するために本件土地の街路樹の側に来た時しかない。

相手方が安全に本件工事を実施できないのは、抗告人らの行為が原因ではなく、住民との話し合いを行わずに本件街路樹の伐採を強行するからである。抗告人らを含む住民等は、本件仮処分申立事件が係属して以降も、審理の中でも、審理の外でも、相手方に対して話し合いの場を持つことを求め、要望書を提出するなどしている。それにもかかわらず、抗告人が頑なに話し合いを拒むため、結果として、本件工事が実施できない事態となっているのである。

- 3 本件申立ては事実上相手方において別紙「物件目録」記載の土地全部について立入りを禁止することができる内容の仮処分を求めるものとなっている点において保全の必要性を欠くか（争点③）

- (1) 作業帯の設置は、本件工事の実施のために必要な範囲で限定してされているとはいえないこと

原決定は、「当該作業帯は債権者と所轄警察庁との間で事前に協議された範囲で設置する必要があるから、その設置個所には一定の制限がある」ことを理由として、「本件工事の実施のために必要な範囲で限定してされているといえる」と判断している（原決定4～5頁）。

しかし、本件仮処分命令は、「午後8時ないし翌日午前6時までの間」「別紙物件目録記載の土地において、債権者が、別紙写真にある赤色カラーコーンとコーンバー」「で境界を区切った作業帯の設置を開始した時点から作業帯を撤収するまでの間」「債権者らが作業帯を設置しようとする区域、又は、設置された作業帯により囲まれた区

域に「立ち入り、又は立ち入らせてはならない」とするものである。

結局のところ、工事を行うのは相手方であり、所轄警察庁ではない。工事主体たる相手方が必要であると判断しているものを、事前に協議するからといって所轄警察庁が制限する権限はなく、所轄警察庁との協議があることは、相手方が、本来必要な範囲を超えて作業帯を設置することの歯止めとはならない。

(2) 原決定は、原告人の表現の自由に対する行動を萎縮させること

原決定は、原告人が主張する「債務者としては、許される行為と許されない行為を区別することができない。」との指摘について何ら判断していない。

債権者は、そもそも、本件Ⅱ期工事区間全体への立入り禁止を求めて仮処分申立てを行っている。これは、債権者が本件Ⅱ期工事区間全体への立入り禁止が可能なのであればそのようにしたいと考えていることの証左である。

すなわち、本件仮処分決定がこのまま確定すれば、相手方が、本件仮処分決定を最大限広く解釈し、原告人らの本件Ⅱ期工事区間への接近を防止しようとすることは大いに予想される。

基本事件の双方審尋期日においても、明確に裁判所が、「場所の広さについては、マックスとしては本件道路と一緒の幅までになってしまうというのは債務者の指摘のとおり」と述べている。

これらの事情に鑑みると、原告人らに対し、本件仮処分決定による立入禁止の内容を超えて、抗議活動、表現活動についての萎縮効果が発生し、原告人らの表現の自由（憲法21条1項）を不当に制約するものとなる。

なお、原決定は、「本件工事に当たって設定された作業帯内に侵入

する」ことのみで、債権者の所有権行使を直接実力で妨害するものであると認定している（原決定4頁）。そうであるとすればなおさら、「作業帯内」が意味するところが明確かつ必要最小限度に限定されたものでなければ、抗告人らの表現の自由を侵害し、また、保全の必要性は認められないはずである。

- 4 債務者等の他にも本件工事に反対している者がいるために実際には債務者らに対して仮処分命令を得ても本件工事を実現することができないという点において本件申立ては保全の必要性を欠くか（争点④）

原決定は、「仮に債務者らの他に本件工事を妨害する者が存在しているとしても、債権者はその者との関係でも仮処分を申し立て得るというにすぎない」（原決定5頁）とする。

たしかに、他に数人そういった人物がいるにすぎないのであれば、原決定の判断するとおりでであろう。しかし、本件では、抗告人らの他に、単に特定の数人が反対している、抗議しているという状況ではない。

保全異議審の債務者主張書面（1）10頁以降で主張したとおり、そもそも仮処分申立ての段階で「対象者の、分かっている方にしかお出しできないので、そういう全員ということではない」として反対、抗議している人の一部である（しかも、そのうち二人については特に理由の示されないままに取下げられている）ことを相手方自身が認めている。一部の住民を仮処分の対象とすることで本件街路樹の伐採に反対する住民全体を萎縮させ、本件工事を実施するために相手方は仮処分の手続を利用したものであり、そのような行為自体が権利濫用にあたり、本来は許されないものである。恣意的に対

象とされた抗告人らに対して立ち入りを禁止しても本件工事が実施できないのであるから保全の必要性がないというべきである。

さらに、相手方の伐採強行に対して、千代田区内外から抗告人ら以外にも多くの人々が本件工事区間に訪れて、反対、抗議が強まっているのであって、そもそも本件工事を進めること自体が不可能な状況なのである。

したがって、原決定は、本件全体を理解しないままに、単に他の人にも仮処分申立てを行えばよいと楽観視して判断したものにほかならない。

5 その他

抗告人らは、保全異議申立書において、各抗告人にかかる保全の必要性を補充して主張した。しかし、原決定は、各抗告人の個別の事情に基づいて保全の必要性を判断していない。

保全異議申立書に記載したとおり、例えば、債務者北城について、同人の記憶によっても、証拠関係によっても、樹に抱きつく等した事実は認められないのである。これらを踏まえてなぜ保全の必要性が認められたのか、原決定は全く判断をしておらず不明である。そこで、各抗告人の個別の事情につき、証拠に沿って保全の必要性を判断すべきである。

添付書類

訴訟委任状

4通

これは正本である。

令和6年9月19日

東京高等裁判所第21民事部

8

裁判所書記官 石村千青

12

